

事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則

の一部を改正する省令の概要

1 趣旨

近年、スマートフォンの急激な普及により、一部の携帯電話事業者において冗長機能の不具合に関する事故や設備の設計、設定、配備に誤りが存在したことによる事故等が多数発生し、国民生活や社会経済活動に大きな影響を与えているところ。

本件は、このような背景を受けて、所要の制度整備を行うため、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正するものである。

2 改正の概要

事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の概要は以下のとおりである。

- (1) 事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正
携帯電話用設備等は、バーストラヒック及び制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないように、必要な措置を講じ（第 8 条の 2 関係）、合わせて当該規定の適用を除外する事項について整理するもの（第 16 条関係）。
- (2) 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正
携帯電話用設備等の自己確認の届出にバーストラヒック対策等措置に関する説明書を追加するもの（第 27 条の 5 関係）。

3 施行期日

公布の日から起算して三月を経過した日とする。